

漁業協同組合遊漁規則一覧

(1) 遊漁についての制限

ア 漁具漁法

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
南佐久南 漁業協同組合	竿 釣	1人1本	網 投 た さ	(1) しのゆきます以外の魚種を対象とする場合に 限る。 (2) 1人1統 (3) 網目こま12mm（わかさを対象とする場合は、 5.5mm）以上
	手 釣			
佐久漁業協同組合	竿 釣	1人1本（こい及びびなを対象とする場合は、1人2本以内）	網 投	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
上小漁業協同組合	竿 釣	1人1本 （にじます、やまめ、いわな） 上記以外の場合は1人2本以内	延 縄	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1統10m以内 (3) 1人10統以内
更埴漁業協同組合	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）
			置 針	(1) うなぎを対象とするものに限る。 (2) 承認期間1年のものに限る。 (3) 1人3本以内

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
千曲川 漁業協同組合	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内(いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本)	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内(いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本)
			投 網	(1) いわな、やまめ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 承認期間1年のものに限る。 (3) 網目こま12mm以上 (4) 1人1統
北信漁業協同組合 (内共第2号)	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人3本以内(あゆを対象とする場合は、1人1本)	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人3本以内(あゆを対象とする場合は、1人1本)
北信漁業協同組合 (内共第18号) (池尻川・関川)	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人1本	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人1本
高水漁業協同組合 (内共第2号)	竿 釣	1人2本以内	—	—
高水漁業協同組合 (内共第9号)	竿 釣	1人1本	—	—
裾花川水系 漁業協同組合	竿 釣	1人2本以内(あゆを対象とする場合は、1人1本)	投 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	たも網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統		

奈良井川 漁業協同組合	竿 釣	1人2本以内（あゆを対象とする 場合は、1人1本）	投 網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統
	さで 網 たも 網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統 (1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統	や す	1人1統
波田漁業協同組合	竿 釣	1人1本	投 網 (梓川本流)	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	たも 網 (梓川本流) さで 網 (梓川本流)	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統 (1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統	や す (梓川本流)	1人1統
犀川漁業協同組合	竿 釣	1人2本以内	投 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	たも 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統		(3) 舟からの乗りうちは禁止
安曇漁業協同組合	竿 釣	1人1本	—	—
北安中 部 漁業協同組合	竿 釣	1人1本	投 網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま15mm以上 (3) 1人1統
			たも 網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま15mm以上 (3) 口径45cm以下 (4) 1人1統

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
犀川殖産漁業協同組合	竿釣	1人2本以内（あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合は、1人1本）	さで網 たも網 四ツ手網	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 1人1統
	投網	(1) にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 1人1統	や す 延縄	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統 (1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 10m以内
諏訪湖漁業協同組合	竿釣	(1) 竿釣はどじょう、うなぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 手釣はわかさぎを対象とする場合に限る。 (3) 1人2本以内 (4) 竿釣のリールは、わかさぎ釣り、こい釣り、毛針釣り以外に使用してはならない。	投網	(1) こい、ふな、なまず、わかさぎ、おいかわ、うぐい、むろを対象とする場合に限る。 (2) 網目こま13mm（わかさぎを対象とする場合は5.5mm）以上 (3) 1人1統
	手釣		小四ツ手網	(1) こい、ふな、わかさぎを対象とする場合に限る。 (2) 網目こま13mm（わかさぎを対象とする場合は5.5mm）以上 (3) 1人1統

		(5) リールの使用に当たっては、重りを付けた投げ釣りは禁止する。 (6) ルア一釣りは、禁止する。		釜うけ とめ針 直釣	(1) どじょうを対象とする場合に限る。 (2) 1人50統以内 (1) うなぎを対象とする場合に限る。 (2) 1人100統以内 (1) うなぎを対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
諏訪東部 漁業協同組合	竿釣	1人1本	網	投網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	すて針	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人20本以内	釜	網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人10統以内 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人2統以内
天竜川漁業協同組合	竿釣	1人2本以内	網	投網	(1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上
	手釣		網	たも網	(1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 間口60cm以内
	徒手採捕	わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。	網	さで網	(1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま3mm以上
下伊那漁業協同組合	竿釣	1人2本以内 (あゆを対象とする場合は、1人1本)	網	さで網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
			網	たも網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
遠山漁業協同組合	竿釣	1人1本		延縄	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
木曾川漁業協同組合	竿 釣	1人1本 (こいを対象とする場合は、1人3本以内、採捕量5尾以内)	—	—
姫川上流漁業協同組合 (内共第8号)	竿 釣	1人1本	—	—
姫川上流漁業協同組合 (内共第17号)	竿 釣	1人1本	—	—
志賀高原漁業協同組合	竿 釣	1人1本	—	—
根羽川漁業協同組合	竿 釣	1人1本	投 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
			ガ リ	(1) あゆを対象とする場合に限る。 (2) 1人1本
			や す	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
			捨 針	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人5統以内
松原湖漁業協同組合	手竿 釣	(1) 1人2本以内 (2) 動力付きボートによる遊漁は禁止	—	—

野尻湖漁業協同組合	手竿	釣釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内	手竿	釣釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内
青木湖漁業協同組合	手竿	釣釣	1人2本以内	—	—	—
木崎湖漁業協同組合	手竿	釣釣	1人2本以内	—	—	—
浪合漁業協同組合	竿	釣	1人1本	—	—	—
平谷村漁業協同組合	竿	釣	1人1本	—	—	—
	捨	針	1人50本以内	—	—	—
釜無川漁業協同組合	竿	釣	1人1本以内	—	—	—
糸魚川内水面漁業協同組合	竿手	釣釣	竿の長さ11m以内（あゆを対象とする場合は、コロガシとルアーを除く）	—	—	—

イ 遊漁の期間

漁業権者の名称 対象魚種	あ ゆ	ま す 類	か じ か	その他の魚種
南佐久南部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、小海町大字豊里穂積発電所堰堤から小海町大字千代里宮下頭首工までの千曲川本流。また、投網については、別に組合が公表する区域期間。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。ただし、投網については別に組合が公表する区域期間。 しなのゆきます 周年（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	うぐい・うなぎ・わかさぎ・こい・ふな 周年（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。
佐久漁業協同組合	公表（解禁）の日から12月31日までの間。ただし、友釣り以外の漁法については、組合が別に定めた区域期間。	にじます 10月第2土曜日から翌年9月30日まで。ただし、10月第2土曜日から翌年2月15日までは佐久市中込佐久大橋橋台下流端から佐久市今井小諸発電所今井取水堰堤までの千曲川本流。投網については、組合が別に定めた区域期間。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。ただし、投網については組合が別に定めた区域期間。	5月16日から12月31日まで。ただし、投網については組合が別に定めた区域期間。	周年。ただし、投網、毛ばり釣りについては、組合が別に定めた区域期間。

上小漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年。ただし、引虫釣（毛ばり釣）は、4月1日からあゆの解禁日まで禁止。
更埴漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁法は別に組合が定めて公表する日から12月31日まで。	にじます 周年。ただし、千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間は、10月1日から翌年2月15日までの期間においてはその場で再放流しなければならぬ（キャッチアンドリリース区間）。いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
千曲川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、犀川、千曲川本流のみ。いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
北信漁業協同組合 (内共第2号)	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に公表する日から12月31日まで。	にじます、いわな、やまめ 3月第3日曜日（浅川にあつては2月16日）から9月30日まで。ただし、下記の区間ではにじますに限り3月第3日曜日から翌年3月第3日曜日の前々日まで。 ① 長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川。 ② 山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川。 ③ 横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋。	5月16日から2月末日まで。	周年
北信漁業協同組合 (内共第18号)		3月第3日曜日から9月30日まで。(ただし、関川・氷沢川は3月1日から9月30日まで。)		周年
高水漁業協同組合 (内共第2号)		3月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年

対象魚種 漁業権者の名称	あ ゆ	ま す 類	か じ か	その 他 の 魚 種
高水漁業協同組合 (内共第9号)		3月16日から9月30日まで。		
裾花川水系漁業協同組合	6月1日以降で組合が定めて公表する日時から9月30日まで。ただし、友釣り以外の漁法は組合が別に公表した日時から9月30日まで。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年3月第2日曜日の前日までは、長野市中御所長安橋から長野市戸隠参宮橋までの裾花川本流のみとする。 いわな、やまめ 3月第2日曜日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、戸隠村参宮橋より上流については、3月第2日曜日から9月30日まで。
奈良井川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は組合が公表する日から9月30日まで。	3月1日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年
波田漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。 ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、3月1日から9月30日まで。	5月16日から翌年2月末日まで。 ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、3月1日から9月30日まで。
犀川漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
安曇漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	2月16日から9月30日まで。
北安中部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
犀川殖産漁業協同組合	6月1日以降組合が漁具、漁法ごとに公表する 日から12月31日まで。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、犀川本流のみ。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。		周年

諏訪湖漁業協同組合		しなのゆきます 4月1日から11月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、わかさぎについては組合が公示する禁止期間を除く。また、投網、小四ツ手網については組合が公示する禁止期間を除く。
諏訪東部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。	2月16日から9月30日まで。		周年
天竜川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公示する日から12月31日まで。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から12月31日まで。	わかさぎ 10月1日から翌年3月31日までの期間内で、組合が定めて公示する期間。 わかさぎ以外 周年。ただし、4月1日からあゆ友釣解禁までの間毛ばりを禁止。
下伊那漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
遠山漁業協同組合	6月1日以降で組合が定め公表する日から12月31日まで。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。	3月1日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	
木曾川漁業協同組合	6月1日以降で組合が定めて公示する期間。	3月1日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
姫川上流漁業協同組合 (内 共 第 8 号)		3月1日から9月30日まで。		周年

対象魚種 漁業権者の名称	あ ゆ	ま す 類	か じ か	その他の魚種
姫川上流漁業協同組合 (内共第17号)		3月1日から9月30日まで。		周 年
志賀高原漁業協同組合		4月16日から9月30日まで。		
根羽川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、竿釣り以外の漁具漁法は8月14日から9月15日まで。			4月1日から9月15日まで。
松原湖漁業協同組合				周年。ただし、わかさぎを対象とする遊漁については、組合が別に定めた区域期間。
野尻湖漁業協同組合		ひめます 周年。ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。		周年。ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。
青木湖漁業協同組合		ひめます、しなのゆきます 周年。ただし、日の出から日没まで。 いわな 2月16日から9月30日まで。ただし、日の出から日没まで。		周年。ただし、日の出から日没まで。
木崎湖漁業協同組合		木崎ます 4月1日から9月14日まで。 いわな 2月16日から9月30日まで。		周年。ただし、日の出から日没まで。
浪合漁業協同組合		5月3日から8月31日まで。		
平谷村漁業協同組合		4月1日から9月30日まで。		

釜無川漁業協同組合		3月1日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	
糸魚川内水面漁業協同組合	6月第4土曜日 から9月30日まで。	3月1日から9月30日まで。	3月1日から9月30日まで。	周 年

ウ 禁止区域

漁業者の名称	禁止区域		期間
南佐久南部 漁業協同組合	千曲川	南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域	周年
	大石川	南佐久郡佐久穂町の遊亀湖堰堤から上流全域	周年
	南相木川	南相木ダム下流の貯砂ダムから上流全域	周年
佐久漁業協同組合	千曲川	南佐久郡佐久穂町大字高野町の白田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年
	千曲川	小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域	周年
(投網禁止区域)			
抜井川	南佐久郡佐久穂町池の尾橋より上流域の本流及び支流	周年	
雨川	小海線鉄橋より上流域の本流及び支流	周年	
内山川	苦水橋より上流域の本流及び支流	周年	
香坂川	志賀川との合流点より上流域の本流及び支流	周年	
志賀川	潜岩橋より上流域の本流及び支流	周年	
湯川	御代田面替橋より上流域の本流及び支流	周年	
千曲川	千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋まで	周年	
上小漁業協同組合	千曲川	東御市羽毛山の塩川発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周年
	千曲川	上田市下半過の六ヶ郷堰堤から下流30メートルに至る区域	周年
	千曲川	上田市小牧と下堀を結ぶ上田農水(小牧)堰堤から上流右岸30メートル左岸80メートルに至る区域	周年
	依田川	上田市武石沖の飛魚堰堤から上流30メートル下流30メートルに至る区域	周年
鹿曲川	東御市大日向の学校裏堰堤から下流30メートルに至る区域	周年	

	鹿曲川	鹿曲川	鹿曲川	宇原川	鳥居川	鳥居川	鳥居川	鳥居川	鳥居川	鳥居川	横湯川	千曲川	北野川支流 ムジナ沢川	裾花川	裾花川	裾花川	周年
	東御市大日向の用水堰堤から下流30メートルに至る区域	東御市田之尻の東京電力堰堤から下流30メートルに至る区域	東御市畦田の用水堰堤から下流30メートルに至る区域	須崎市大谷不動尊黒門より上流の宇原川本流及び支流	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	長野市戸隠奥社入口の組合が設置した標識から上流全域(森林植物園)及び下流200メートルの標識までの区域	上水内郡飯綱町大字倉井釜淵用水取水口堰堤から下流200メートルの標識までの区域	長野市豊野町川谷の川谷橋から下流100メートルの標識までの区域	下高井郡山ノ内町志賀高原の清水橋から上流の全区域	飯山市大字照岡の信濃川発電所西大滝ダムから上流180メートル及び下流365メートルに至る区域	滝より上流の全域	長野市鬼無里奥裾花ダムより上流の三枚沢流れ込みまで(三枚沢を含まない)及びダム放水口から下流30メートルの間	長野市鬼無里大佐出沢の全域	長野市鬼無里クルワド沢の全域	周年
千曲川 漁業協同組合																	周年
北信漁業協同組合 (内共第2号)																	10月1日から5月31日まで
高水漁業協同組合 (内共第2号)																	10月1日から5月31日まで
裾花川 漁業協同組合																	周年
																	周年

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
奈良井川漁業協同組合	濁川 長野市鬼無里の本流及び支流 (投網禁止区域)	周年
	裾花川 長野市鬼無里西京堰堤より上流の本支流全域	周年
	小川 長野市鬼無里の本支流全域	周年
	楠川 長野市戸隠折橋より上流の本支流全域	周年
	ウズクマ川 長野市戸隠の本支流全域	周年
波田漁業協同組合	(投網禁止区域)	
	奈良井川 塩尻市大字奈良井地籍の奈良井ダムのダム湖並びにその上流の本流及び支流	周年
	梓川 松本市安曇の梓川頭首工から上流150メートル下流150メートルに至る区域	周年
	梓川 松本市梓川の中部電力梓発電所の排水路東端から梓川本流の合流点までの区域	周年
	釜沢 松本市梓川の釜沢橋から上流300メートル下流100メートルに至る区域	周年
犀川漁業協同組合	犀川 安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年
	奈良井川 松本市大字島立荒井の長野県安曇野市勘左衛門堰堤土地改良区用水取水堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年
	鳥川 安曇野市堀金の鳥川第1発電所上流の須砂渡砂防ダムから本沢堰堤までの区域	周年
	女鳥羽川 松本市大字三才山一ノ瀬上の堰堤から上流の本流及び支流	周年
	薄川 松本市大字入山辺扉ダム堰堤から上流の本流及び支流	周年
	小仁熊川 東筑摩郡筑北村字洞坂に設置した標識から中央自動車道長野線小仁熊橋上流端に至る区域	周年
	(投網禁止区域)	
	会田川 松本市会田山王橋から上流の本流及び支流	周年
女鳥羽川 松本市の田川と女鳥羽川合流地点から上流の本流及び支流	周年	
薄川 松本市筑摩見晴橋から上流の本流及び支流	周年	

	麻績川	東条川	梓川	梓川	梓川	梓川	梓川	梓川	高瀬川	高瀬川	高瀬川	鹿島川	(投網、たも網禁止区域)	農具川	籠川	犀川	(キャッチアンドリリース区間※)	犀川	周年
	東条川との合流点から上流の本流及び支流		麻績川との合流点から上流の本流及び支流		松本市安曇霞沢発電所堰堤下流110メートルから上流110メートルの間	松本市安曇東京電力稲核ダム堰堤下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの間	松本市安曇昭和電工赤松発電所堰堤下流100メートルから上流50メートルの間	松本市安曇東京電力大正池ダム下流110メートルから上流全域	松本市奈川金原砂防堰堤の下流150メートルの間及び左岸に設置された魚道のすべての区間	松本市安曇梓川頭首工から下流150メートル上流150メートルの間	大町市平の高瀬ダム敷下流端(放流吐出口)から上流アバまでの区域	大町市平の七倉ダム敷下流端(放流吐出口)から上流アバまでの区域	大町市平の中の沢発電所放流口を中心とし上流25メートル及び下流25メートルの区域	鹿島川支流井出の沢、鹿島川サイホンから大町市平1367-5と1367-26を結んだ橋梁の下流端までの区域及び井出の沢合流点から大町市平2028-5湧水流出口までの区域	本流及び支流	本流及び支流	長野市信州新町水内の水内発電所水内ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域	長野市大岡乙の大八橋橋台上流端から長野市信州新町日原東の更級橋橋台下流端までの本流	周年
安曇漁業協同組合																			
北安中産部 漁業協同組合																			
犀川殖産合 漁業協同組合																			

※キャッチアンドリリース区間：採捕した魚(こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、いわな、やまめ、にじます)の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならぬ区域

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
諏訪湖合 漁業協同組合	次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から下流の上川の区域及び基点3と基点4を結ぶ線以南の諏訪湖の区域 基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池1978番地先の上川左岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田2188番地先の上川右岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点3 諏訪市大字上諏訪字渋崎1792番地に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡1201番地先の諏訪湖護岸堤基部に保護水面管理者が建設した標柱の位置	1月1日から5月31日まで
	上 川 諏訪市四賀堰堤から茅野市江川橋までの区域の本流 (わかさぎ漁禁止区域)	周 年
	わかさぎの資源確保及び漁業調整のために必要な場合に、組合が公示する区域	公示する期間
	上 川 諏訪市四賀堰堤から江川橋に至る区域の本流	周 年
	茅野横河川 諏訪市四賀場口橋より上流とその支流	周 年
天 竜 川 合 漁業協同組合	天 竜 川 駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域	周 年
	天 竜 川 駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域	周 年
	天 竜 川 上伊那郡辰野町大字平出の農業用水取水堰から上流55メートル下流180メートルに至る区域	周 年
	三 峰 川 伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	三 峰 川 伊那市長谷非持の美和ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域	周 年
	三 峰 川 伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域	周 年
	横 川 上伊那郡辰野町大字横川の横川ダムから上流200メートル下流300メートルに至る区域	周 年
	山室川支流 上伊那郡長谷村の駒形沢と鹿塩沢全域	周 年

	大曾倉川	駒ヶ根市の大曾倉川支流の竹の沢全域	周 年
	片桐松川	下伊那郡松川町上片桐及び大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域	周 年
下伊那漁業協同組合	天竜川	下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダムから上流330メートルに至る区域	周 年
	天竜川	下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流300メートル下流670メートルに至る区域	周 年
	松川	飯田市上飯田の松川ダムから上流200メートル下流150メートルに至る区域	周 年
	早木戸川	下伊那郡天龍村神原の早木戸発電所取水堰堤から上流100メートル下流100メートルに至る区域	周 年
	湯洞沢支流	下伊那郡阿智村智里京平（ヘブンス園原）遊歩道脇の第1沈殿池上流端より、下流湯洞沢本流との合流点に至る区域	周 年
	谷沢川	飯田市千代の山中橋橋台下流端より上流の区域	周 年
	片桐松川	下伊那郡松川町上片桐及び大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域	周 年
遠山漁業協同組合	伊藤沢川	飯田市上村伊藤沢川砂防ダムの下流端から上流全域	周 年
	遠山川	飯田市上村1329番地先より上流の支流加良沢水系の全域	周 年
木曾川漁業協同組合	木曾川	木曾郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	木曾川	木曾郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	木曾川	木曾郡木曾町福島中組の寝覚発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	木曾川	木曾郡木曾町日義の新開発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	王滝川	木曾郡木曾町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流90メートル下流275メートルに至る区域	周 年
	王滝川	木曾郡木曾町三岳牧尾ダム堰堤から上流550メートルに至る区域	周 年

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
王滝川	木曽郡王滝村滝越ダム堰堤から上流90メートル下流100メートルに至る区域	周年
王滝川	木曽郡王滝村三浦ダム堰堤右岸上流500メートル地点と同左岸上流200メートル地点とを結ぶ線から下流のたん水域	周年
王滝川	木曽郡王滝村水無沢水位測点5号から上流の三浦ダムたん水域	周年
味噌川	木曽郡木祖村小木曾の味噌川ダム上流の貯砂ダムから下流65メートルの地点から上流の味噌川本支流全域	周年
味噌川	木曽郡木祖村小木曾の味噌川ダム堰堤から上流600メートル下流550メートルに至る区域	周年
水木沢	木曽郡木祖村小木曾の笹川合流点から上流の水木沢全域	周年
黒川	木曽郡木曾町福島黒川渡ダム堰堤から下流木曾川合流点に至る区域	周年
小川	木曽郡上松町赤沢合流点から上流の赤沢本支流全域	周年
柳野沢	木曽郡南木曾町読書の木曾川合流点から上流の柳野沢全域	周年
坪川	木曽郡南木曾町田立の滝上(天河滝より上)の坪川全域	周年
(かじか漁禁止区域)		
未川	木曽郡木曾町開田高原末川の大屋橋から上流小野原橋上の堰堤に至る区域	周年
(子ども釣り専用区域※)		
木曾川	(木曽郡木祖村) 川の駅エリア内の0.26km	周年
八沢川	(木曽郡木曾町福島) 木曾川合流点を起点とし上流駒迎橋までの0.7km	周年
上田沢川	(木曽郡大桑村) 木曾川合流点を起点とし村道長野線と交差する地点までの0.95km	周年
サヨリ沢川	(木曽郡大桑村) 大桑村長野地区1656-14番地下を起点とし村道長野線沿いに上がり1458-2番地横までの1.0km	周年
※子ども釣り専用区域：中学生以下の者が遊漁をする場合を除き、遊漁をしてはならない区域		

姫川上流 漁業協同組合 (内共第8号)	姫川	北安曇郡小谷村大字北小谷の大網発電所堰堤から上流365メートル下流455メートルに至る区域	周年
	大海川	北安曇郡小谷村大字中土海川明才堰頭首工より上流区域本支流全域	周年
	姫川	北安曇郡白馬村大字北城の姫川第2発電所姫川第2ダムから上流90メートル下流90メートルに至る区域	周年
	姫川	北安曇郡白馬村大字神城内山橋上流の本支流	周年
姫川上流 漁業協同組合 (内共第17号)	姫川	糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から上流200メートル下流端から下流200メートルの間の区域(魚道を含む)。	周年
	雑魚川	全支流(満水川と外川を除く。)及び雑魚川と小雑魚川の合流点より雑魚川の上流全域	周年
志賀高原 漁業協同組合	満水川	県道志賀高原公園線カヤの平橋より上流の本支流	周年
	源左切沢	下伊那郡根羽村浅間川合流点から上流	周年
根羽川 漁業協同組合	ススキン沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周年
	中の沢	下伊那郡根羽村莪野川合流点から上流	周年
ワナバ沢	ワナバ沢	下伊那郡根羽村莪野川合流点から上流	周年
	小戸名川	下伊那郡根羽村東又橋から上流	周年
岩魚沢	岩魚沢	下伊那郡根羽村八丁平橋から上流	周年
	ハジカミ沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周年
山の神沢	山の神沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周年
	野尻湖	上水内郡信濃町大字野尻字舟瀬230番地先の標柱と同237番地先の標柱を結んだ線の北西側	周年
野尻湖 漁業協同組合	野尻湖	上水内郡信濃町大字狐久保435-2番地沖の標識と同442-5番地沖の標識を結んだ線の南西側	6月15日から9月15日まで
	野尻湖	上水内郡信濃町大字富濃字西原3946-4沖の2基の標識を結んだ線の南側	6月15日から9月15日まで

漁業権者の名称	湖 川	禁 止 区 域	期 間
青 木 湖 協 同 組 合	野 尻 湖	上水内郡信濃町大字富濃字宮沢3940-95番地沖の標識と大字古海字宮沢4749番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月15日まで
	野 尻 湖	上水内郡信濃町大字古海字市川内桐久保4668番地沖の標識と同4689-1番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月15日まで
	野 尻 湖	上水内郡信濃町大字古海字市川4467番地沖の標識と同4472-5番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月15日まで
	池 尻 川	上水内郡信濃町大字野尻字海端249-7番地横の水門から大字野尻字御小屋1332番地2横の水門までの間の水路	周 年
木 崎 湖 協 同 組 合	青 木 湖	青木発電所放水口を中心に半径100メートルの区域内	周 年
	農 具 川	大町市平のトチス橋から木崎湖への流入点より上流250メートルの地点までの区域	周 年
	稲 尾 沢 川	大町市平の境橋から上流200メートル下流2,100メートルに至る区域。	周 年
	一 律 沢 川	大町市の区域内の一津沢川、ただし、木崎湖への流入点から上流150メートルの間は除く	周 年
	トチス川	全川	周 年
浪 合 漁 業 協 同 組 合	和 知 野 川	中部電力浪合堰堤から上流250メートル下流250メートルに至る区域	周 年
	治 部 坂 川	二の又ダムより上流の本流及び支流	周 年
	恩 田 川	蘭平ダムより上流の本流及び支流	周 年
平 谷 村 協 同 組 合	平 谷 川	柳川合流点から平谷大橋までの区間の本支流	周 年
糸 魚 川 内 水 面 協 同 組 合	姫 川	糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から200メートル下流端から200メートルの間の区域（魚道を含む）。	周 年

エ 全長制限

次の表に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

単位 (cm)

対象魚種 漁業者の名称	いわな	やまめ あまご	にじます	ひめます	木崎ます	うぐい	こい	ふ	な	うなぎ	おいかわ	かじか	しなの ゆきます	あ	ゆ
南佐久南部漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	5					
佐久漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8					
上小漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8					
更埴漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8					
千曲川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8					
北信漁業協同組合 (内共第2号)	15	15	15			10	18	10	30	8					
北信漁業協同組合 (内共第18号)	15	15	15			10	18	10	30						
高水漁業協同組合 (内共第2号)	15	15	15			10	18	10	30	8		5			
高水漁業協同組合 (内共第9号)	15	15													
裾花川水系漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8		5			

単位 (cm)

対象魚種 漁業権者の名称	いわな	やまめ あまご	にじます	ひめます	木崎ます	うぐい	こい	ふ	な	うなぎ	おいかわ	かじか	しなの ゆきます	あ	ゆ
奈良井川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8				
波田漁業協同組合	15	15	15			10									
犀川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8				
安曇漁業協同組合	15	15	15			10									
北安中部漁業協同組合	15	15	15			10	18								
犀川殖産漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8		15		
諏訪湖漁業協同組合	15	15				10	30	10	10	40かつ 200g	8				
諏訪東部漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8				
天竜川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8				
下伊那漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10		8				
遠山漁業協同組合	15	15													
木曾川漁業協同組合	15	15	15			10	20								
姫川上流漁業協同組合 (内共 8号)	15	15	15			10									

姫川上流漁業協同組合 (内共第17号)	15	15	15					10							
志賀高原漁業協同組合	20														
根羽川漁業協同組合	15	15						10			8				
松原湖漁業協同組合							18	10							
野尻湖漁業協同組合				15			18	10	30						
青木湖漁業協同組合	15			15			18	10	30	10		15			
木崎湖漁業協同組合	15				15		18	10	30	10					
浪合漁業協同組合	15	15													
平谷村漁業協同組合	15	15													
釜無川漁業協同組合	15	15	15									10			
糸魚川内水面漁業協同組合	15	15	15					10							10

(2) 遊漁料の額及び納付場所

ア 遊漁料の額

漁業権者の 名 称	免 除 規 定 場 合				免 除 規 定 場 合	遊漁する 場で漁 場監視員 に支払う 場合に附 加する額	
	漁具 漁法	一 般		あゆ以外の魚種 1日 (円) 1年 (円)			
		あゆ 1日 (円) 1年 (円)	あゆ以外の魚種 1日 (円) 1年 (円)				
南 佐 久 南 部 漁業協同組合	竿 釣 手 釣	全魚種共通	小学生 以下 の 者	無 料	身体障害者 一般の1/2相当額	あゆ、あゆ 以外の魚種 共通	1000円
			中学生	無 料	一般の1/2相当額	あゆ 1日 2,630円 1年 2,100円	
佐 久 漁業協同組合	竿 釣	全魚種共通	小学生 以下 の 者	無 料	1年 一般の1/2相当額	あゆ、あゆ 以外の魚種 共通	700円
			中学生	あゆ以外の魚種 無 料 あゆ 一般の1/2相当額	1年 一般の1/2相当額		
上 小 漁業協同組合	竿 釣	全魚種共通	小学生 以下 の 者	無 料	あゆ以外の魚種 1日 一般と同額 1年 無 料	あゆ、あゆ 以外の魚種 共通	700円
			中学生	あゆ以外の魚種 無 料 あゆ 一般の1/2相当額	あゆ 1日 2,200円 1年 一般の1/2 相当額		
更 埴 漁業協同組合	竿 釣	全魚種共通	小学生 以下 の 者	無 料	一般の1/2相当額		1,000円

千 川 曲 漁業協同組合	竿 釣	-	-	500	5,000	無料	無料	無料	一般の1/2相当額	投網	1年 10,000円 (いわな、や まめを除く)	800円
北 信 漁業協同組合 (内共第2号)	竿 釣	1,400	7,800	1,200	6,000	無料	無料	無料	一般の1/2相当額			1,000円
北 信 漁業協同組合 (内共第18号)	竿 釣			1,200	6,000	無料	無料	無料	一般の1/2相当額			1,000円
高 水 漁業協同組合 (内共第2号)	竿 釣			800	5,000	無料	無料	無料	一般の1/2相当額			700円
高 水 漁業協同組合 (内共第9号)	竿 釣			800	5,000	無料	無料	無料	一般の1/2相当額			700円
榎 花 川 水 系 漁業協同組合	竿 釣 たも網	1,500	6,000	1,000	5,000	無料	無料	無料	一般の1/2相当額	投網	1年 8,000円	1,000円
奈 良 井 川 漁業協同組合	竿 釣 たも網 さで網	2,000	8,000	1,000	6,300	無料	無料	無料	1年 2,000円	投網 やす	10,000円 やす 1年 2,000円	1,000円
波 田 漁業協同組合	竿 釣 たも網 さで網 投網 やす			1,100	4,400	無料	無料	無料	一般の1/2相当額			1,000円
犀 川 漁業協同組合	竿 釣 たも網			1,000	6,300	無料	無料	無料	一般の1/2相当額	投網	1年 8,400円	700円
安 曇 漁業協同組合	竿 釣			1,050	4,200	無料	無料	無料	無料			1,000円

漁業権者の 名 称	免 除 規 定 が あ る 場 合						免 除 規 定 が な い 場 合				遊漁する 場所 漁場 監視員 に支払う 場合に附 加する額	
	漁具 漁法	一 般		小学生 以下の 者	中 学 生	身体障害者	漁具 漁法	あ ゆ	あゆ以外 の魚種	あゆ、あゆ 以外の魚種 共通		
		あ	ゆ									あゆ以外の魚種
北 安 中 部 漁業協同組合	竿 釣		1,000	5,000	無 料	無 料	網 投	1日 1,500円 1年 5,000円		500円		
犀 川 殖 産 漁業協同組合	竿 釣	1,500 (高校生 は、一般 の1/2相 当額)	1,000 (高校生 は、一般 の1/2相 当額)	5,000 (高校生 は、一般 の1/2相 当額)	無 料	無 料	網 投		1年当たり 4,000円	1,000円		
諏 訪 湖 漁業協同組合	竿 釣 手 釣		1,000	6,000	無 料	無 料	網 投	1年 9,000円		500円		
諏 訪 東 部 漁業協同組合	竿 釣 すて針	2,800 (すて針 を除く)	2,000	9,000	無 料	無 料	網 投		1年 14,000円	1,000円		
天 竜 川 漁業協同組合	手 釣 竿 釣 徒手採捕	2,200	1,100	6,600 (高校生 は、一般 の1/2相 当額)	無 料	1年 300円	網 投			1,000円		

投網 たも網 さで網	1年 15,000円 (高校生は、一般の1/2相当額)			1年 一般の1/2相当額			網 たも網 さで網 延	1年 13,000円	1,000円
	2,000 (高校生は、一般の1/2相当額)	あゆ以外の魚種と共通 10,000 (高校生は、一般の1/2相当額)	1,000 (高校生は、一般の1/2相当額)	10,000 (高校生は、一般の1/2相当額)	無料	無料			
下伊那 漁業協同組合									
遠山 漁業協同組合		1日当たり 1年当たり	2,000円 7,000円						700円
木曾川 漁業協同組合		2,000	8,000	2,000	9,000				1,000円
姫川上流 漁業協同組合 (内共第8号)				1,100	5,000				1,000円
姫川上流 漁業協同組合 (内共第17号)				1,100	5,000				1,000円
志賀高原 漁業協同組合				550	3,300				

漁業者の 名称	免除規定が あ る 場 合				免除規定が ない 場 合				遊漁する 場で漁 場監視員 に支払う 場合に附 加する額					
	漁具 漁法	あ		小学生 以下 の 者	中 学 生	身体障害者	漁具 漁法	あ ゆ		あゆ以外の 魚種	あゆ、あゆ 以外の魚種 共通			
		1日 (円)	1年 (円)									無 料	無 料	一般の1/2相当額
根羽川 漁業協同組合	竿 釣	2,800	10,000	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	網りす 針	投網、ガリ 1日 2,000円 1年 7,000円	投網、やす、楕 1日 1,000円 1年 3,500円	300円				
松原湖 漁業協同組合	手竿 釣			無 料	無 料	一般の1/2相当額								
野尻湖 漁業協同組合	手竿 釣			無 料	無 料	無 料				500円				
青木湖 漁業協同組合	手竿 釣			無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額								
木崎湖 漁業協同組合	手竿 釣			無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額								
浪合 漁業協同組合	竿 釣			無 料	無 料	一般の1/2相当額				100円				
平谷村 漁業協同組合	竿 捨 針			無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				200円				
金無川 漁業協同組合	竿 釣			無 料	無 料	1年 2,000円				500円				
糸魚川内水面 漁業協同組合	手竿 釣	1日当たり 1年当たり	2,200円 10,450円	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				1,000円				

イ 納付場所

- ① 1の表に掲げる漁業協同組合の所在地
- ② ①に掲げる場所のほか、遊漁規則に掲げる場所
- ③ ①及び②に掲げる場所のほか、漁業権者が指定して公示した場所

※ 詳細は、各漁協にお問い合わせください。

(3) 遊漁承認証に関する事項

- (i) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁規則に規定する遊漁承認証を交付するものとする。(各漁協共通)
- (ii) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。(各漁協共通)
- (iii) 遊漁者が(自己の不注意により)遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。(上小漁協、犀川殖産漁協、諏訪東部漁協)

(4) 遊漁に際し守るべき事項

- (i) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。(各漁協共通)
- (ii) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。(各漁協共通)
- (iii) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。(各漁協共通)
- (iv) 遊漁者は、漁場を汚染し、又は汚染の原因となる行為をしてはならない。(野尻湖漁協)
- (v) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。(糸魚川内水面)

漁協)

(5) 漁場監視員に関する事項

- (i) 漁場監視員は、遊漁規則の励行（または遵守）に関し必要な指示を行うことがある（またはできる）。（各漁協共通）
- (ii) 漁場監視員は、遊漁規則に規定する漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章（または帽子）をつけるものとする。（各漁協共通）

(6) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、（又は）以後のその者の遊漁を拒絶することがある（または拒否することができる）。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。（各漁協共通）

(7) 河川特設釣場に関する事項

次の漁協にあつては、河川特設釣場を設置する。

○ 上小漁業協同組合

区 域	魚 種	期 間	料 金
宮渚川 宮渚神社歩道橋から上流の宮渚砂防堰堤までの180 mの区間	いわなにじます	4月1日から 9月30日までの期間内で 組合が定めて 公表する期間	1人当たり放流量 にじます3尾、又は、 いわな2尾 2時間 1,600円 (大人、子供) 延長1時間 650円